

幼児の教育年齢の問題

— 第一回保育學會シンポジウム —

一、現行教育法の立場から

司會 倉橋 惣三

文部省學校教育局 三木 安正

二、児童福祉の立場から

厚生省児童局 吉見 靜江

三、心理學的立場から

愛育研究所 山下 俊郎

四、醫學的立場から 愛育研究所 齋藤 文雄

五、教育學的立場から 城戸 幡太郎

司會者——これからシンポジウムにはいります。題目はこゝにある通りで説明を要しないと思います。要するに「幼児の教育上の年令的區分」についてのいろいろの問題であります。例えば就學年令と幼稚園との關係、即ち就學年令一年引下げといったこともあり、更にその就學前についても、幼児

期と一口にいうが、それをいかに區分するのが適當であるか、即ち、いくつまでが托兒所でいくつからが幼稚園といった風のこと、つまり幼児保育の年令區分など、それぞれの問題につき、各方面からの研究討議を進めたいと思います。シンポジウムですから學會全體で討議するのですが、まず各方面の權威ある先生方の御話を順々にうかゞつて、それがすんだ後に、皆様の御討議をいたゞくことにしましょう。まず文部省の三木さんにお話いただきます。

○現行教育法の立場から

文部省學校教育局 三木 安正

三木氏——御承知のように學校教育法の中に幼稚園がとり入れられたのは、幼児教育の重要性が認められたからであります。教育刷新委員會では五歳からの幼児教育は義務制にした方がいゝといゝ、文部省關係としても、やはりその方向に行くことはきまつています。しかしいつからそうなるかは現状としてはわかりません。従つて幼児教育を必ず何歳から始